

| 第2次基本方針 | 第3次基本方針 | 変更点・審議事項 |
|--|--|---|
| <p>第1章 方針策定の背景</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際社会の取組 2 日本における取組 3 兵庫県における取組 4 丹波市における取組 | <p>第1章 人権施策基本方針の改定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針改定の趣旨 2 国際社会の取組 3 日本の取組 修正前 日本における取組 4 兵庫県の取組 5 丹波市の取組 | <p>・第1章のタイトルを変更する。 ・1に基本方針改定の趣旨を追加する。 ・2～5までは、近年の取組内容を踏まえたものに変更する。</p> |
| <p>第2章 人権施策推進の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権尊重の基本理念 2 人権施策推進の目標 3 基本方針の性格 | <p>第2章 人権施策推進の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 修正前 人権尊重の基本理念 2 人権施策推進の目標 3 基本方針の性格 | <p>・基本理念、人権施策推進の目標を審議する。 ・基本方針の性格は変更しない。</p> |
| <p>第3章 人権に関する市民意識</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権問題に関する関心・知識 2 人権についての考え方 3 人権侵害に対する対応 4 啓発方法や参加状況 | <p>第3章 人権施策の基本姿勢</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権教育・人権啓発の推進 2 相談・支援の充実 | <p>・人権に関する市民意識調査の結果は、章立てせずに「第4章人権課題への対応」及び参考資料の中に掲載する。 ・第3章を「人権施策の基本姿勢」として、「1人権教育・人権啓発の推進」、「2相談・支援の充実」を記載する。</p> |
| <p>第4章 人権課題への取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同和問題 2 女性の人権 3 子ども・若者の人権 4 高齢者の人権 5 障がいのある人の人権 6 外国人の人権 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 150px;"> ・現状と課題 ・施策の方向性 ・取組内容 </div> <p>7 その他の人権課題</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護 <u>(2) インターネットによる人権侵害</u> (3) 感染症患者等の人権 (4) さまざまな人権問題 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災をはじめ災害に伴う人権問題 ・労働環境における労働者の問題 ・若者の自立の問題 ・アイヌの人々に対する人権問題 ・刑を終えて出所した人 ・犯罪被害者の人権問題 ・性的指向や性同一性障害などに関する人権問題 ・ホームレスの人々の人権問題 ・拉致被害者等の人権問題 | <p>第4章 人権課題への取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同和問題 2 女性の人権 3 子ども・若者の人権 4 高齢者の人権 5 障がいのある人の人権 6 外国人の人権 <u>7 インターネットによる人権侵害</u> <u>8 性的マイノリティの人権 (名称変更)</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 150px;"> ・現状と課題 ・施策の方向性 ・取組内容 </div> <ol style="list-style-type: none"> 9 その他の人権課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症患者等の人権 (2) 東日本大震災をはじめ災害に伴う人権問題 (3) <u>アイヌの人々の人権 (名称変更)</u> (4) <u>刑を終えて出所した人の人権 (名称変更)</u> (5) <u>犯罪被害者の人権 (名称変更)</u> (6) <u>ホームレスの人々の人権 (名称変更)</u> (7) <u>拉致被害者等の人権 (名称変更)</u> <u>(8) 人身取引 (追加)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな人権課題 個人情報保護 <u>職場における人権問題 (名称変更)</u> <ul style="list-style-type: none"> 若者の自立の問題 | <p>・法務省が掲げる17の人権課題のうち8つの人権課題について、現状と課題、施策の方向性、取組内容を記載する。 ・第2次基本方針でその他の人権課題に含めていた「インターネットによる人権侵害」と「性的指向や性同一性障害などに関する人権問題」は、インターネット上での差別的な書き込みの増加や、性的マイノリティに対する市民の関心の高まりを踏まえて、単独の課題とする。 なお、法務省では「性的指向を理由とする偏見や差別」と「性自認を理由とする偏見や差別」を別の人権課題としているが、2つを合わせて「性的マイノリティの人権」とする。 ・人権課題の掲載順序は今後の審議の中で決定する。</p> <p>・1～8の人権課題以外を「9 その他の人権課題」として概要等を記載する。 ・「アイヌの人々に対する人権問題」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者の人権問題」、「ホームレスの人々の人権問題」、「拉致被害者等の人権問題」については、1～8の個別の人権課題と合わせるため、「人権問題」から「人権」に名称変更する。 ・法務省が掲げる人権課題である「人身取引」を追加する。 ・さまざまな人権課題として、3項目を記載する。 個人情報保護 職場における人権問題(名称変更) 若者の自立の問題 ・その他の人権課題の掲載順序は、今後の審議の中で決定する。</p> |
| <p>第5章 人権施策の推進に向けて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. あらゆる場における人権教育・啓発・研修の推進 2. 人権侵害に対する救済支援 3. 庁内の推進体制の整備 4. 市民等の参画と協働 5. 関連機関、団体等との連携 | <p>第5章 人権施策の推進に向けて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>庁内の推進体制 (名称変更)</u> 2. 市民等の参画と協働 3. 関連機関、団体等との連携 | <p>・第2次基本方針では「庁内の推進体制の整備」を記載しているが、「丹波市人権施策推進本部」を整備しているため、「庁内の推進体制」に名称変更する。 ・第2次基本方針の「1. あらゆる場における人権教育・啓発・研修の推進」と「2. 人権侵害に対する救済支援」は、第3章に記載する。</p> |
| <p>その他 参考資料の掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問、答申、審議状況、委員名簿、丹波市人権行政推進審議会設置条例 | <p>その他 参考資料の掲載</p> <p>未定</p> | <p>参考資料の内容については、全体のページ数等を踏まえて事務局で検討する。</p> |